

白石市行財政改革推進計画 《集中改革プラン》 【第三次改訂版（平成29年8月1日現在）】

白石市では、昭和60年に第一次行政改革大綱を策定して以来、計画的な行財政改革に取り組んでいます。平成18年2月に「白石市行財政改革推進計画(集中改革プラン)」を策定し、その後平成21年11月には同プランの「改訂版」を策定、平成25年2月には「第二次改訂版」を策定し、市独自の実施プログラムにより、積極的な行財政改革を推進し、健全な行財政運営に取り組んできました。

人口、経済、地域社会等の課題解決につなげるための指針として平成27年10月に策定した「白石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、上位計画となる「第五次白石市総合計画」の着実な施策の実行を図るためには、引き続き行財政改革を推進し、限られた財源を重点的・効率的に配分しながら、質の高い行政サービスを市民に対し提供していく必要があります。

本市では、これまで進めてきた集中改革プラン「第二次改訂版」を検証し、新たに「白石市行財政改革推進計画」《集中改革プラン》【第三次改訂版】を策定することで、より一層の行財政改革を進めてまいります。なお、第三次改訂版の計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

| | |
|------|---|
| 基本理念 | 市民サービスの維持向上と白石市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な施策の実行 |
| 基本方針 | I 継続的で開かれた行政運営の推進 II 安定的な財政基盤の確立 III 機能的な組織機構の整備 |
| 推進事項 | I 継続的で開かれた行政運営の推進 (1) 民間委託と市民協働の積極的推進 (2) 業務効率化の推進 (3) 市民サービスの維持向上・開かれた行政への取り組み II 安定的な財政基盤の確立 (1) 自主財源の確保 (2) 経費の節減と合理化 (3) 予算の重点的配分 III 機能的な組織機構の整備 (1) 組織機構の再編 (2) 定員の適正管理と人材育成の推進 (3) 職員の意識改革と資質の向上 |
| 実施計画 | 【別紙】実施プログラムのとおり (推進事項 I (1) から III (3) まで) |
| 計画期間 | 平成28年度から平成30年度までの3年間 |
| 計画管理 | (1) 進捗状況の計画的な管理 (2) 東日本大震災からの安定的な発展・地方創生総合戦略・第五次白石市総合計画との整合・その他緊急課題等に向けた随時見直し (3) 実施計画の策定及び進捗状況についての市民理解・説明責任の確保 |

白石市行財政改革推進計画《集中改革プラン》【第三次改訂版（平成29年8月1日現在）】実施プログラム

1. 継続的で開かれた行政運営の推進

本市では、市民サービスの維持向上を第一の目標として「最少の経費で最大の効果を上げる」という行政運営の基本原則を踏まえながら、常にコスト意識と効率性・効果性を追求し、事務事業の見直しを推進してきました。さらに、指定管理者、民間事業者への業務委託、NPO（民間非営利組織）やボランティア団体等、民間活力を活用することで業務の役割分担を進めてきました。

また、開かれた行政の実現と市民から信頼される行政運営を目指すため、市民に対する説明責任を果たすことが重要であるとの認識に立ち、行政活動の内容と結果・成果を公表し、広報広聴の充実に努めてきました。

第三次改訂版を進めていくにあたり、これまで取り組んできた行財政改革の検証を進め、市民サービスの維持向上、市民の行政運営に参画する機会へ適切な情報提供を行い、継続的で開かれた行政運営を推進していきます。

(1) 民間委託と市民協働の積極的推進

| 番号 | 項目名 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|--------------|---|---|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 1 | 業務委託・民営化等の推進 | 組織の見直しや業務の見直しを図りながら、定型的な業務など事務事業全般にわたって見直しを図り、行政と民間等の役割分担を明確化し、さらなる業務委託（移管）化・民営化を検討実施する。 また、業務委託（移管）にあたっての担い手となる組織育成についても検討を進める。 | 業務委託・派遣職員・再任用・非常勤職員等による定型業務（財務会計入力・広報配布仕分・各種郵便物発送・市営住宅管理・収納管理電話督促業務・健診予防接種等）の業務委託を検討実施する。業務移管に際しては、民間事業者のほか、行政経験・知識を有した退職者の再任用等による活用についても検討する。 【市民課・健康推進課・子ども家庭課・税務課・学校管理課・福祉課・長寿課等】組織再編されたことに伴う住民異動手続き窓口業務全般の検証とこれに関連する部署において引き続き行政サービス向上の観点から改善を図るため、検討を進めていく。 【保育園関係・給食調理業務委託】コストを含めたこれまでの検討結果、民営化を実施したことによる検証、現場からの声を踏まえ、市立保育園6園のあり方の検討、さらには南・北保育園以外の調理業務の委託について、継続した検討を進める。 【放課後児童クラブ・放課後子ども教室】放課後子ども総合プラン白石市行動計画に基づき各地域と連携し、設置に向けた取り組みを検討するとともに、事業の平準化を図るため、連絡協議会等を通じ、情報共有・連携強化を進め、子育て支援を充実させる。 【地域包括支援センター】サブセンターの民間委託を円滑に進め、介護保険事業計画に基づいた効率的かつ効果的な運営を行い、高齢者及び介護保険サービスの充実を図る。 【上下水道事業所】包括的委託に関する全体的な把握、検討を進めてきたことから、水道事業財政収支計画等を踏まえた詳細な検討を行い、外部委託に向け引き続き検討を進めていく。 | 検討実施 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |

| 番号 | 項目名 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|------------------------|--|---|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 2 | 指定管理者制度等の活用、指定管理施設の再検証 | <p>公の施設について、引き続き市民サービスの維持向上と経費の節減に努めるとともに、管理のあり方を検討し、引き続き本制度を活用する。活用にあたっては導入効果・委託料の検証、受託事業者等の育成を図り、施設利活用のさらなる活性化を図る。</p> <p>既導入済施設については、社会経済情勢等の変化に対応した施設の民間移管・廃止等市営施設運営のあり方についても検討していく。</p> | <p>さらなる指定管理者制度導入施設の検討とともに施設の活性化を図るための運営状況の検証等による育成支援、公募対象施設の拡大を検討していく。また、社会経済情勢の変化に対応した市営施設運営のあり方についても検討していく。</p> <p>【介護予防センター】指定管理者導入等の委託に向け検討を重ねてきたもののこれまで直営での運営を行ってきた。第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、同センターの利用について既存利用者に加え、支援を必要とする高齢者のための事業の展開が検討されていることから、同計画期間中に利活用のあり方の検討を進める。</p> <p>【生涯学習課】地区公民館への指定管理は平成17年からスタートし10年が経過しており、スタート時点からの業務を比較すると、市からの依頼も複雑化している現状にある。このようなことから地区公民館業務の洗い出し作業を進めていく。</p> <p>【建設課】子育て応援住宅に係る業務等については、効率的かつ効果的な運営を行うため包括的な民間委託を進め、利用者へのサービスの充実を図る。</p> | 検討実施 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 3 | NPO法人・ボランティア団体等の育成と活用 | NPO・ボランティア団体等の育成を図りながら、市民協働の意識啓発に努め、市民との良好なパートナーシップを構築する。 | <p>引き続き市民協働に向けたNPO、やる気応援隊、自主防災組織、サンキューロードプログラム等の積極的支援を実施する。</p> <p>【放課後児童クラブ】地域主体の運営により、住民との良好なパートナーシップが構築されている。引き続き地域が運営する大平・福岡放課後児童クラブを支援していく。また、現在策定中の「放課後子ども総合プラン白石市行動計画」に基づき、地域の運営による新規クラブの開設や既存クラブの拡充を図っていく。</p> | 継続実施 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 4 | 新たな民間活力導入手法の検討 | 施設整備及び管理運営等への新たな民間活力導入手法を検討する。 | <p>施設建設を伴う公共サービスの提供に当たり、施設管理財源の確保及び維持管理費の節減対策の一つとして、民間の資金、ノウハウ、効率性を活用し、行財政の効率化と公共サービスの向上を目指す。また、旧耐震基準で建設された公共施設については、公共施設等総合管理計画等に基づき改修等が必要となることから、改修等の検討を行う場合は、PFIなどの民間活力をはじめ整備運営手法についてはあらゆる手段を検討した上で進めていくこととする。</p> | 検討 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |

(2) 業務効率化の推進

| 番号 | 項目名 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|---------------------------|--|---|---------|------|-----|-----------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 5 | 外郭団体等への関与の見直し | 市が事務局を所管している外郭団体等への財政的・人的支援を含めた、抜本的な関与の見直しを行い、各団体の自立を促す。より効率的な運営を図るため他の団体等との連携や事務局の移管等を検討する。 | 外郭団体等への関与状況を把握し、関与における課題や問題点を検証し、財政的・人的支援の見直し等を通じて各団体の自立や効率的な運営を促す。 商工観光課や生涯学習課など、市が事務局を所管している外郭団体等への財政的、人的支援を含めた関与の見直しの検討を引き続き進めていく。より効率的な運営を図るため、他の団体等との連携、事務局の移管等についても併せて検討を進めることとする。 | 検討 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 6 | 各種審議会、委員会等の見直し | 引き続き審議会・委員会の必要性の検討や委員数の見直しを進めるとともに、より多様な意見を反映させて効率的・効果的な審議会等にするため、公募制や女性・若年層の登用などについて検討する。 | 審議会、委員会については、その必要性、適正な委員数について検討し、統合や廃止を含め、改選の際検討を進める。また、報酬支給や開催回数の抑制等、支出額の抑制に努め、公募制や女性・若年層の登用を積極的に行い、審議会、委員会の活性化を図る。 | 継続実施 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 7 | 各種行事・イベント等の見直し(統廃合・縮小・廃止) | 各種行事・イベント等の類似性のあるものについて、統合・廃止・縮小を含めて検討する。また、イベントと行政(職員)の関わり方についても見直しを行う。 | 各種行事、イベントの類似性や達成度などの検証を行い、イベント等の統合・縮小・廃止の検討を進める。具体的には市で取り組んでいるイベントの洗い出しを行い、イベントと行政(職員)の関わりについては継続的に見直しの検討を進め、一部業務の民間への委託を含めて、効率的なイベント等の運営体制の検討を行う。 | 検討 | 検討実施 | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 8 | 各施設の修繕計画等の策定 | 市内の老朽化した施設について、その目的や利用状況等を考慮しながら、施設ごとの更新・修繕・解体計画を策定して予算措置や問題点の把握に努める。 | 平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定し、旧耐震基準で建設された公共施設については同計画に基づき、計画的な改修等を検討し、改修等が必要な場合は民間資金等の活用、施設の複合化を図るなど、整備運営手法についてはあらゆる手段を検討した上で進めていく。 | 検討実施 | → | → | 全部会(財政課) |
| 9 | 効率的な電算システムの導入 | 費用対効果が高く、効率的で使いやすいシステムを目指し、継続的運用が図られるべく危機管理対策の視点も加味した総合的な検討を実施する。 | 住基等システムと福祉システムのワンパッケージ化による情報連携合理化の検討、各種システムのASP活用による完全外部化及び施設間ネットワークの商用回線化等による情報通信関連経費の経常経費化の検討を行う。 また、番号制度開始によるL G W A N 関連機器を継続的に利用できるよう機器増設やシステム構築の検討を進める。 | 検討 | → | → | 総務部会 (企画情報課・総務課ほか) |

(3) 市民サービスの維持向上・開かれた行政への取り組み

| 番号 | 項目名 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|---------|--|--|---------|-----|-----|-------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 10 | 収納機会の提供 | 引き続き税や公共料金の口座振替を推進するとともに、コンビニ収納等多様な収納機会の提供を検討する。 | 平成27年度よりスタートしたコンビニ収納の利用状況を検証し、利便性や費用対効果、対象者件数などのあらゆる視点から、コンビニ収納として取り扱うことができる各種市税等の検討を行う。さらにクレジットカードによる収納等について調査・検討を行う。 | 検討 | → | → | 全部会(税務課・上下水道事業所等) |

| 番号 | 項目名 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|-----------------------|--|---|---------|-----|-----|--|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 11 | 窓口業務等のワンストップ化推進 | さらなる市民サービスの向上・利便性向上を図るため、窓口業務等のワンストップ化を検討する。 | 住民異動届に関連する各課及び定住促進に関連する各課において、情報共有を行い、業務改善等を継続的に行うため、連絡体制を整備し、行政サービスの向上に努める。 | 検討実施 | → | → | 市民経済部云・保健福祉部会・総務部会(行革・市民課・健康推進課・税務課ほか) |
| 12 | 市庁舎内収納窓口の設置 | 市民の利便性を確保するため市営による必要最小限の市税等収納窓口を継続設置するとともに、各所属における収納のワンストップ化も推進実施する。 | 平成27年度よりスタートしたコンビニ収納の利用状況と窓口での収納利用状況を検証し、必要最小限の窓口開設等に努め、これまで実施してきたサービスの低下を招かないよう検討を進めている。 | 継続実施 | → | → | 全部会(会計課) |
| 13 | 開かれた行政の推進(市民と市長のふれあい) | 市民と市長がふれあえる機会を増やすことにより、市民の理解や協力を深める。 | 懇談会開催の検討やホームページ・広報しろいしを利用した市民と市長がふれあう機会を増やし、市民の理解を深める。 | 検討 | → | → | 総務部会(総務課) |

2. 安定的な財政基盤の確立

地方創生の推進と東日本大震災からの復興推進を図るため、多様化する市民の要望に適切に対応した行政サービスを提供し、市民満足度を高めていくためには、行政運営の基盤である財政の健全化を図ることが必要です。

そのため、一層の自主財源の確保や経費の節減・合理化・改善、予算の重点的配分などに取り組み、収支の均衡による持続可能な財政構造の構築に努めていきます。

(1) 自主財源の確保

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|----------------|--|--|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 14 | 未利用財産の売却・貸付の推進 | 市有財産の適正な維持管理を徹底し、未利用財産については売却や貸付等の有効活用を図り、財源を確保する。 | 売却可能資産を公表し、引き続き優良宅地を中心に普通財産の売却を進めるとともに、普通財産の貸付についても適正価格での有償貸付を推進して財源の確保を図る。 公共施設等総合管理計画策定を受け、さらに、補助金適正化法に係る「補助事業により取得した財産の処分等取り扱いについて」により、行政財産の未利用地(公共用財産・学校用地の長峯分校、不忘分校、八宮分校、三住分校やその他のいきいきプラザ駐車場)の普通財産への異動を検討し、併せて、普通財産の売却・貸付について積極的に取り組む。 | 継続実施 | → | → | 総務部会(財政課) |

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|-------------------------|--|--|---------|-----|-----|-------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 15 | 使用料・手数料等の見直し | 行政コストに見合った受益者負担の徹底と適正化を図るため、すべての使用料・手数料・利用料について、今後も社会経済情勢の変化等を見きわめながら目的、効果、公平性の観点から適正な料金水準の検討を図り、算定基準の明確化と定期的な料金設定再検証制度を確立させる。 | 下記手数料等については、平成29年4月1日に予定される消費税改正に向けて受益者負担の徹底と適正な料金水準・料金体系を検討し、見直しを図る。 | 検討実施 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| | | | 【証明手数料(住民票・印鑑証明・税証明等)の見直し】 【施設使用料・減免基準(貸館施設・学校開放)の見直し】 【各種行政サービス利用者負担(放課後児童クラブ・各種健診・福祉サービス等)の見直し】 受益者負担の徹底と料金の適正化を図るため、今後も社会経済情勢の変化等を見きわめながら見直しを検討していく。各種福祉サービス間の行政サービス利用制限制度の整合性を検証する。 | 検討 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| | | | 【公園使用料等の見直し】 適正な料金水準・料金体系を検討し、見直しを図る。 | 継続実施 | → | → | 建設産業部会 (都市整備課) |
| | | | 【市営駐車場使用料金の見直し】 受益者負担の徹底と料金の適正化を図るため、今後も社会経済情勢の変化等を見きわめながら見直しを検討していく。 | 検討 | → | → | 建設産業部会 (都市整備課) |
| | | | 【市民バス・市民タクシー利用料の見直し】 今後も利用促進に向けた広報活動を強化するとともに、県内自治体運営のバス利用料を調査し、高校生等の利用料の見直しについて検討する。 | 検討 | → | → | 総務部会 (企画情報課) |
| | | | 【幼稚園保育料の見直し】 近隣市町の状況及び震災復興状況等を勘案しながら、見直しについて検討する。 | 検討 | → | → | 教育委員会部会 |
| 16 | 市税等収納率の向上 | 引き続き収納率向上対策について関係課と協議を行うとともに、計画期間内における各収納率を、原則として前年度実績を上回るように努める。また、市税等滞納整理対策本部及び収納向上対策委員会の取り組みを継続実施していく。 | 滞納者財産調査の徹底、差押え財産の換価実施、仙南広域・宮城県との連携による滞納整理の実施、職員の資質の向上等を図る。 | 継続実施 | → | → | 総務部会 (税務課) |
| 17 | 税外債権(各種使用料等)の収納率向上と適正管理 | 引き続き収納率向上に取り組みとともに使用料等の適正な債権管理を検討実施していく。 | 税外債権(各種使用料等)を所管する各所属において収納率向上対策を推進する。 【市営住宅使用料】分納誓約書の収納管理を徹底し、収納率向上に引き続き努めていく。また、悪質及び高額滞納者への対応については、住宅明け渡し訴訟を実施し、滞納者及び連帯保証人に対する対応の強化を進める。 【債権管理条例の制定検討】市営住宅使用料や給食費等、自力執行権がない私法上の債権を適正管理するため、地方自治法第236条第2項の「法律に特別の定めがある場合」に基づく「債権管理条例」制定について検討する。 | 継続実施 | → | → | 全部会 (税務課) |

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|---------------------|---|---|---------|-----|-----|-----------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 18 | 企業誘致による税収の確保 | 既存企業への支援はもとより、積極的な企業誘致を行い、雇用の拡大と税収の確保を図る。 | 企業訪問（既存・新規）を継続するとともに、宮城県企業立地セミナー（東京・名古屋）への参加やホームページ及びダイレクトメールによる情報発信を行う。 宮城県等関係機関との緊密な連携の下に既存企業のサポート及び新規企業の開拓に努める。 土地開発公社及び関係機関、民間企業と協力し、工業団地等の工場用地の確保に努める。 | 継続実施 | → | → | 市民経済部会 (企業立地定住促進課) |
| 19 | 新たな収入の確保 | 財政収支の均衡を図るため、新たな収入の確保を図る。 | 【ネーミングライツ制度の導入】ホワイトキューブ、スバッシュランドしろいなどの公共施設の命名権（ネーミングライツ）制度の導入を検討する。 【有料広告事業の拡大】広報紙、市ホームページのほか、事務用封筒等有料広告事業を拡大し、新たな収入の確保及び経常経費の削減を図る。 【ふるさと納税・企業版ふるさと納税】多くの皆様に市を応援していただけるよう、返礼品の充実、定期的な更新や企業支援の取り組みについて検討を進める。 | 検討実施 | → | → | 総務部会 (総務課・財政課・行革) |
| 20 | 企業会計の経営健全化（使用料の見直し） | 安定した経営基盤の確立・財務体質の改善を図るため、適正な上下水道使用料について検討する | 引き続きコスト管理を徹底し、経営基盤の強化を図るとともに、適正な使用料について検討を行う。 | 検討 | → | → | 上下水道事業所部会 |

(2) 経費の節減と合理化

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|------------------|---|--|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 21 | 経常経費の徹底的な削減 | 全職員がコストダウンの意識を持ち、徹底した物件費等経常経費の削減・改善を図る。 | 当初予算編成時において行革室との予算要求合同ヒアリング等を通じ、コストダウンの周知徹底・意識高揚を図る。 | 継続実施 | → | → | 全部会 (財政課) |
| 22 | 既存委託業務・業者の抜本的見直し | 一括契約、複数年契約、業者の選定見直し等を推進する。 | 引き続き継続実施する。 | 継続実施 | → | → | 全部会 (財政課) |

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|-------------------------------------|--|--|---------|-----|-----|-----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 23 | 各種団体の負担金・補助金・助成金の合理化（協議会・協会等の加入見直し） | 引き続き、市が加入している団体等（協議会・協会）について、その意義や費用対効果、関与のあり方などについて検証し、負担金等の縮小に努めるとともに、必要に応じて加入の見直し・類似団体の整理統合を図る。 | 今後も法令等義務的なものを除いて原則新規を認めず、負担金等の縮小に加え、効果の低いものや目的を達成したものは積極的に廃止や退会、類似団体との統合を図る。 | 継続実施 | → | → | 全部会 (財政課) |
| 24 | 奨励的報償費等の見直し | 各種奨励的報償費・補助金等の見直しを行う。 | 今後も社会経済情勢等の変化等を見きわめながら見直しを検討していく。 | 検討 | → | → | 全部会(行政改革推進室) |
| 25 | 公共工事のコスト縮減・合理化 | 引き続き公共工事のコスト縮減を推進していく。 | 平成23年度に策定した「コスト構造改善プログラム」の改訂版策定を検討を進め、さらなるコスト縮減対策を努めていく。 | 継続実施 | → | → | 全部会 (財政課) |
| 26 | 選挙事務等の見直し | 投票所数、投票時間、事務従事者等のあり方について継続的に検討していく。 | 【投票所数の見直し】山間部を中心とした投票所の統廃合を継続して検討していくが、廃止した後、別の投票所までの交通手段がないという問題を抱えており、対応次第では投票率の低下の可能性があるため、慎重に検討を行う。 【高校生等による事務従事】選挙に対する認識と投票率の向上に資するため、高校生等による投開票業務の従事について検討実施する。 | 検討実施 | → | → | 総務部会(選挙管理委員会) |
| 27 | 情報・広報紙等の充実 | 情報・広報紙等の充実に図り、全戸配布チラシの削減等について継続的に検討していく。 | インターネットや携帯情報端末等多様な情報発信媒体の活用を図るとともに、段階的に広報紙への移行や廃止を検討していく。 | 継続実施 | → | → | 総務部会 (総務課) |
| 28 | 時間外勤務の縮減、振替・代休制度等の活用 | 業務内容に見合った適正な人員配置に努めるとともに、事務事業の効率化を徹底し、振替・代休制度等の活用により、時間外勤務の縮減とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図る。 | 引き続き時間外勤務の縮減を継続実施する。 | 継続実施 | → | → | 総務部会 (総務課) |
| 29 | しろいしエコプロジェクト（もったいない運動）の積極的推進 | 平成18年11月に策定したしろいしエコプロジェクトにより環境に配慮した事務事業を市民とともに取り組み、環境負荷の低減と経費の削減を図る。 | 省エネの推進と環境負荷低減に配慮した事務事業を継続的に実施する必要があるため、平成18年11月に策定したしろいしエコプロジェクトの抜本的な見直しを図ることで環境管理活動に係る事務の省力化を実施し、環境負荷の低減と経費の削減を図る。 | 検討実施 | → | → | 民生部会 (生活環境課) |

(3) 予算の重点的配分

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|------------------------|--|---|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 30 | 財政状況の周知徹底による業務効率化・スリム化 | 職員に対して財政状況の周知徹底を図り、事業の必要性・妥当性を事務事業評価制度等と連携して検証し、事業の選択と集中を図る。 | 予算編成方針説明会等において職員に対し財政状況を周知徹底し、事業の選択と集中を図る。 | 継続実施 | → | → | 総務部会 (財政課) |
| 31 | 既存事業・新規事業の凍結・延期・縮小・廃止 | 政策的な面を踏まえつつ、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図る。 | 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策と「第五次総合計画」の既存事業を考慮しながら、各所属による事業の選択と集中を進める。 | 検討実施 | → | → | 全部会 (財政課) |

3. 機能的な組織機構の整備

社会経済を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら市民の利便性を向上させるためには、施策の「選択と集中」を図り、新しい行政課題や市民ニーズに迅速に対応できる機能的な組織を構築していく必要があります。

また、地方分権の時代に自治体が競争力を持ち、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第五次総合計画」に基づく施策を展開していくためには、各職員の意識改革と資質向上を最大限に引き出す仕組みを構築することも大切です。このため、より一層の人材育成の推進や研修の充実を図ります。

(1) 組織機構の再編

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|-----------|---|--|---------|-----|-----|------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 32 | 組織・機構の見直し | 人口減少・少子高齢化の進展の中、新しい行政課題や多様な市民ニーズに対し適切に対応するため、担当部課による検討部会を設置し、時代に即した組織機構の見直しを行う。 | 平成28年4月1日から実施する組織再編については、平成25年12月から検討を進め、見直しを行ってきた。引き続き効率的な行政運営を行う組織とするため、改善・検討を進めていく。 【企画情報課・生涯学習課・中央公民館・あしたば白石】市民協働に係る業務（まちづくり交付金事務、地区まちづくり協議会支援事務、地区公民館運営支援業務、公益財団法人業務等）について行政の関わり方を含めた整理、検討を行い、効率的な業務を進める。さらに、講座の運営などで既に連携が進んでいる中央公民館とあしたば白石についてさらに相互連携を深めることができるよう、検討を進める。 【健康推進課・長寿課】介護保険事業計画に基づき、世代を超えた包括的な取り組みを進める必要があることから、健康推進課と長寿課の業務の摺り合わせを進め、行政サービスの向上に努め、効率的な運営を目指す。 【復興対策室・生活環境課放射能対策係】東日本大震災復興計画期間が平成30年3月31日をもって終了することから、あらかじめ住民の手続き等住民サービスへの混乱が生じないように、廃止に向けた円滑な検討を進める。 | 検討実施 | → | → | 総務部会 (総務課・行革) |

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|---------------|---|---|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 33 | 事務事業の整理・統合・廃止 | 事務事業の整理・統合・廃止等に取り組み、さらにワンストップサービスの推進等についても検証する。 | 適宜担当部課による検討部会を設置し、市行政事務改善委員会での協議検討を経て整理統合、廃止等を実施する。 【保険関係業務の統合・窓口一本化】税及び保険料賦課・資格の得喪・医療費等業務の統合・窓口の一本化を図る。 【公金徴収の一元管理の継続検証】市税の滞納額及び税外債権の未納額解消・整理のため検討してきた「公金徴収の一元管理」については、引き続き業務の効率化や市債権全般の収納率向上に向けた取り組みを行う必要があることから検証を進めていく。 | 検討実施 | → | → | 総務部会(行政改革推進室) |

(2) 定員の適正管理と人材育成の推進

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|------------|--|--|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 34 | 定員の適正管理 | 新たな定員適正化計画を策定し、事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本にしながら、適正な職員数の維持に努める。 | 引き続き定員適正化計画に基づいた定員管理を実施する。 | 継続実施 | → | → | 総務部会(総務課) |
| 35 | 人材育成の推進と活用 | 職員の主体的な自己啓発・意識改革を促し、人材育成基本方針による職場内外の研修や有益な人事交流を図りながら、長期的な視点で職員の能力開発及び資質の向上を効果的に推進する。 | 引き続き各種研修等の実施とともに人材育成のツールとして人事評価制度を活用し、随時検証しながら実施していく。 | 継続実施 | → | → | 総務部会(総務課) |
| 36 | 人事評価制度の充実 | 一人ひとりの職員の能力を最大限に引き出し、組織の活性化を図るため、制度の充実を図る。 | 引き続き組織力の向上を図るため、スケジュール管理を随時検証しながら実施し、職場環境の整備及び人材育成を図る。 | 継続実施 | → | → | 総務部会(総務課) |

(3) 職員の意識改革と資質の向上

| 番号 | 取組事項 | 取組内容 | 具体的実施プログラム等 | 年度別実施計画 | | | 担当部会 (主所管課) |
|----|-----------|--------------------------------------|--|---------|-----|-----|----------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | |
| 37 | 職員提案制度の充実 | 現在の制度を充実し、職員の意欲やアイデアを提案できるよう創意工夫を図る。 | 引き続き個人・グループを問わず提案件数の増加に向けて、随時募集を行い制度の啓発を行う。また、期間・テーマを絞った募集、重要政策に係るプロジェクトチームでの検討を実施するなど職員提案の活性化と職員の意識改革と資質向上に努める。 | 継続実施 | → | → | 総務部会(行政改革推進室) |